

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 昭和四十五年八月の暴風雨等についての特別被害地域の  
区域の指定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地収用法による土地の立入りの許可
- 米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る候補者の氏名等
- 米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の選挙場等
- 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正
- ◇公 告 宅地建物取引主任者資格試験の合格者

## 規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第九十七号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(59)を(60)とし、(24)から(58)までを一ずつ繰り下げ、(23)の次に(24)として次のように加える。

24 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第三十二条第一項の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第七百六十六号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(昭和三十年法律第百三十六号) 第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和四十五年八月の暴風雨等についての特別被害地域の区域を指定する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区 分	郡 名	市町村名	旧市町村名	大字名
農業関係 一般農業者	東伯郡	赤碕町	以西村	大父
	西伯郡	岸本町	八郷村	須村
	"	"	"	大原
	"	中山町	上中山村	
	"	"	下中山村	
		会見町	逢坂村	
		米子市	賀野村	朝金
			泉村	

鳥取県告示第七百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和四十五年十一月十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十五年七月二十二日付で西伯郡西伯町大字中一、一〇八番地岡本精胤ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(西伯地区農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良(西伯地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十五年七月十三日付で東伯郡赤碕町大字笹津三四九番地奥田利則ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(安田地区農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(安田地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(常清地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百七十一号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(馬場地区かんがい排水)事業

は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百七十二号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良(海川地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百七十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 特別高圧架空送電線路湯原倉吉線の一回路増架事業

三 立ち入ろうとする土地の区域 倉吉市円谷、大原、栗尾及び上余戸並

びに東伯郡三朝町福本、上西谷、下西谷、曹源寺、久原、助谷、大柿、

牧及び今泉

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十五年十一月二十四日から昭和四十六年九月三十日まで

鳥取県告示第七百七十四号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十四条第二項の規定に基づき、昭和四十五年十二月六日執行する米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る候補者の届出があつたので、同令同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 宅地所有者のうちから選挙される委員の候補者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

保木本 榮 男 米子市東町百七番地

江原 勝 米子市紺屋町百三十一番地の四

杵村 善 門 米子市明治町五十二番地

山崎 久 作 米子市万能町五番地

野田 祐 一 米子市茶町七番地

有限会社 米子市加茂町二丁目十番地  
米子クリーニング商会

瀬尻 孝 昌 米子市日野町十一番地

山口 明 米子市塩町三十四番地の二

二 借地権者のうちから選挙される委員の候補者の氏名及び住所

小室 安 正 米子市東町九十二番地

大原 勇 助 米子市末広町二番地

石川 富 春 米子市茶町九番地

祇園 芳 照 境港市馬場崎町九十番地

永井 定 男 米子市明治町三十四番地

鳥取県告示第七百七十五号

昭和四十五年十二月六日執行する米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の選挙場並びに投票時間及び開票の日時を次のとおり定めたので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十五条の規定により公告する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 選挙場 米子市久米町七番地

鳥取県米子都市開発事務所

二 投票時間 午前七時から午後六時まで

三 開票の日時 昭和四十五年十二月六日午後六時三十分

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十六号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年十一月二十四日から施行する。

昭和四十五年十一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

表中

七十五	米子市糺町二丁目一五五番先交 点差(十字路)	定調期式 (多設式)
-----	---------------------------	---------------

さ

七十五	米子市糺町二丁目一五五番先交 差点(十字路)	定調期式 (多設式)
七十六	東伯郡東伯町大字逢東一、二五 六番一先交差点(十字路)	押ボタン式

りたる。

公 告

昭和45年11月8日に実施した昭和45年度宅地建物取引士資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和45年11月24日

鳥取県知事 石 破 二 則

豊坂 昇一	坂出 武雄	片山ひろし	原 正一	介敷 美利
岡田弁次郎	香河 太一	坂本 馨	村尾 義博	源 義隆
桶本甚太郎	上根 政幸	米田 稔	小林 久男	岸本 友未
江本文之助	太田 泰正	谷口 秀	新矢 樽夫	東田 康正
石河昭太郎	西村 良平	山下 昭夫	亀山 祥盛	山根 洋治
井上栄一郎	太田 雄三	国岡 啓二	福谷 隆	吉田 幹男
小林 博子	草野 藏	小林 重男	中土井幸太郎	谷口 和人

田中 善藏	上村 熊雄	豊坂 史郎	浦富 宏重	山本 正敏
山田 英樹	勝利 壽文	田中 太郎	啓邦 義博	吉田 三男
小木 潔	西村 信組	山本 千秋	啓剛 志剛	八渡 吉永
米山 幸	永本 富	山本 光夫	至剛 知志	足立 隆
湯浅 果	松本 隆	渡賢 俊吾	幸男 孝次	山下 義
高見 俊	藤井 隆	渡賢 俊吾	幸男 孝次	沢井 寛
景山 二郎	長友 隆	渡賢 俊吾	幸男 孝次	箕浦 幸
横山 三郎	池野 龍司	渡賢 俊吾	幸男 孝次	下浦 清
奥政 三郎	森本 繁藏	渡賢 俊吾	幸男 孝次	前 清
中澤 勅寛		渡賢 俊吾	幸男 孝次	
宮本 勅寛		渡賢 俊吾	幸男 孝次	